

岩 手 県 報

号 外
平成 16 年 10 月 14 日
木 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

条 例	頁
○岩手県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例……………（総合防災室） 2	
○地方独立行政法人法施行条例……………（経営評価課） 2	
○人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課） 2	
○クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例……………（環境保全課） 2	
○県営住宅等条例の一部を改正する条例……………（建築住宅課） 3	
○岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例……………（高校改革推進室） 3	
○岩手県立大学等条例を廃止する条例……………（総務室） 3	

公布された条例のあらまし

●岩手県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例（条例第49号）

石油コンビナート等災害防止法の一部改正に伴い、引用条項について整理することとした。（第1条関係）

●地方独立行政法人法施行条例（条例第50号）

- 1 地方独立行政法人法の実施に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を定めた。（第1条関係）
- 2 委員会の組織について定めることとした。（第2条関係）
- 3 委員会の委員長について定めることとした。（第3条関係）
- 4 委員会の専門委員及び臨時委員について定めることとした。（第4条関係）
- 5 委員会の会議について定めることとした。（第5条関係）
- 6 委員会の庶務について定めることとした。（第6条関係）
- 7 委員会の運営に関し必要な事項の委員長への委任について定めることとした。（第7条関係）
- 8 譲渡し、又は担保に供しようとするときに設立団体の長の認可を必要とする重要な財産について定めることとした。（第8条関係）

●人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例関係
地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項について整理することとした。（第1条関係）
- 2 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例関係
(1) 地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項について整理することとした。（第1条関係）
(2) その他所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係
地方公共団体の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴い、引用条項について整理することとした。（第1条、第3条関係）

●クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例（条例第52号）

クリーニング業法の一部改正に伴い、業務用の車両に係る衛生措置について定めることとした。（第2条関係）

●県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 県営住宅に優先的に入居させることができる者に配偶者からの暴力の被害者を加えることとした。（第7条関係）
- 2 県営住宅に優先的に入居させることができる者から炭鉱離職者を除くこととした。（第7条関係）

●岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 岩手県立北上農業高等学校を廃止することとした。（第1条関係）
- 2 岩手県立一関養護学校及び岩手県立釜石養護学校に高等部を設置することとした。（第2条関係）
- 3 県立高等学校の課程を廃止することとした。（第1条関係）
- 4 県立学校の学科の設置及び廃止をすることとした。（第1条、第2条関係）

●岩手県立大学等条例を廃止する条例（条例第55号）

岩手県立大学等条例を廃止することとした。

条 例

岩手県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第49号

岩手県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する
条例

岩手県石油コンビナート等防災本部条例（平成5年岩手県条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第8項」を「第28条第9項」に改める。

附 則

この条例は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部
を改正する法律（平成16年法律第65号）の施行の日から施行する。

地方独立行政法人法施行条例をここに公布する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第50号

地方独立行政法人法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。
以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとす
る。

(委員会の組織)

第2条 法第11条第1項の規定により設置する岩手県地方独立行政
法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人以内
をもって組織する。

2 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する
者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合にお
ける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員
長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員及び臨時委員)

第4条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員
を置くことができる。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置
くことができる。

3 専門委員及び臨時委員は、知事が任命する。

4 専門委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合
における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したと
きは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員並びに議事に関係のある専門委員及び臨時委
員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができな

い。

3 委員会の議事は、出席した委員並びに議事に関係のある専門
委員及び臨時委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策室において処理する。

(委員長への委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営
に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(重要な財産)

第8条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格
（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は
担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）
が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メー
トル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益
権とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する
条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第51号

人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関
する条例等の一部を改正する条例

（人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関す
る条例の一部改正）

第1条 人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に
関する条例（昭和29年岩手県条例第27号）の一部を次のように
改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に改める。
（岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時
金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金
の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第2条 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職
一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一
時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32
年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第1号中「本項中」を「この項及び次項におい
て」に改め、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第
1項」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改め
る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩
手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第52号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

クリーニング業法施行条例（平成12年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（営業者の衛生措置）」に改め、同条第4号中「容器」の次に「（法第3条第3項第1号に規定する業務用の車両）にあっては、洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の容器）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第53号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「炭鉱離職者」を削り、「老人若しくは」「老人、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは配偶者からの暴力の被害者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「炭鉱離職者」を削る部分は、平成17年4月1日から施行する。

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第54号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表岩手県立盛岡工業高等学校の項中

全日制	電 子 科		全日制	電 子 機 械 科	
全日制	電子機械科	を	全日制	電子機械科	
全日制	電子情報科		全日制	電子情報科	
全日制	情報技術科				

同表岩手県立沼宮内高等学校の項中

全日制	普 通 科		全日制	普 通 科	
全日制	家政科	を	全日制	普 通 科	

同表岩手県立花巻農業高等学校の項中

全日制	農 業 科		全日制	生物科学科	
全日制	農芸工学科		全日制	食農科学科	
全日制	生物科学科	を	全日制	環境科学科	
全日制	食品化学科				
全日制	食農科学科				
全日制	農業土木科				
全日制	環境科学科				
全日制	生活科学科				

同表岩手県立花北青雲高等学校の項中

全日制	情報工学科		全日制	情報工学科	
全日制	商 業 科	を	全日制	情報工学科	
全日制	情報処理科				

同表岩手県立北上農業高等学校の項を削り、同表岩手県立岩谷堂農林高等学校の項中

全日制	生産機械科		全日制	産業工学科	
全日制	産業工学科	を	全日制	産業工学科	
全日制	緑地土木科				

同表岩手県立千厩高等学校の項中

全日制	産業技術科		全日制	産業技術科	
定時制	普 通 科	を	全日制	産業技術科	

同表岩手県立高田高等学校の項中

全日制	普 通 科		全日制	普 通 科	
全日制	商 業 科	を	全日制	普 通 科	

同表岩手県立一戸高等学校の項中

全日制	福 祉 科		全日制	福 祉 科	
全日制	福 祉 科	を	全日制	総合学科	

る。

第2条の表岩手県立盛岡^{ろく}高等学校の項中

全日制	産業工芸科		全日制	産業技術科	
全日制	被 服 科	を	全日制	産業技術科	
専攻科	産業工芸科		専攻科	産業技術科	
専攻科	被 服 科				

同表岩手県立一関^{ろく}高等学校の項中

全日制	産業工芸科		全日制	産業技術科	
全日制	被 服 科	を	全日制	産業技術科	

同表岩手県立一関養護^{ろく}学校の項及び岩手県立釜石養護^{ろく}学校の項中

中学部			を		
中学部					
高等部	全日制	普 通 科			

に改める。

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に岩手県立盛岡^{ろく}学校^{ろく}の高等部全日制産業工芸科及び被服科に在学する生徒は同校の高等部全日制産業技術科の相当学年に、岩手県立一関^{ろく}学校^{ろく}の高等部産業工芸科及び被服科に在学する生徒は同校の高等部産業技術科の相当学年に編入するものとする。

岩手県立大学等条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第55号

岩手県立大学等条例を廃止する条例

岩手県立大学等条例（平成9年岩手県条例第80号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（職員の引継ぎ）

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき設立する公立大学法人岩手県立大学に係る同法第59条第2項の条例で定める内部組織は、この条例による廃止前の岩手県立大学等条例第1条第1項の表に規定する岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（これらのものの事務局を除く。）とする。

（職員互助会に関する条例の一部改正）

- 3 職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（大学に勤務する職員を除く。）」を削る。

（岩手県職員定数条例の一部改正）

- 4 岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務局（大学を除く。）の項中「（大学を除く。）」を削り、同表大学の項を削る。

第3条中「、大学」を削る。

（職員の休職の事由に関する条例の一部改正）

- 5 職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「県立大学及び県立大学短期大学部に勤務する教授、助教授、講師及び助手又は」を削り、「県立大学教員等」を「研究職員」に改める。

（一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

- 6 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表大学の項を削る。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 7 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年岩手県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「大学の学校医については知事が、その他の学校の学校医等については」及び「それぞれ」を削り、同条を第5条とする。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じた大学の学校医に係る公務災害補償については、なお従前の例による。

（職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部改正）

- 9 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

岩手県報 号 外

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

平成16年10月14日 印 刷

平成16年10月14日 発 行

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

発 行 人 岩 手 県

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社